学校いじめ防止基本方針

（伊里前小学校）

令和８年　４月

南三陸町立伊里前小学校

目　　次

はじめに
Ⅰ　いじめ防止等の対策に関する基本理念
Ⅱ　いじめの定義　…　１
Ⅲ　いじめの理解　…　１
Ⅳ　いじめの防止等に関する基本的考え方　…　３
　１　いじめの防止　…　３
　（１）基本的考え方　…　３
　（２）いじめの防止のための措置　…　３
　２　早期発見　…　５
　（１）基本的考え方　…　５
　（２）いじめの早期発見のための措置　…　５
　３　いじめに対する措置　…　６
　（１）基本的考え方　…　６
　（２）いじめの発見・通報を受けたときの対応　…　７
　（３）いじめを受けた児童又はその保護者への支援　…　８
　（４）いじめた児童への指導又はその保護者への助言　…　９
　（５）いじめが起きた集団への働き掛け　…　１０
　（６）ネット上のいじめへの対応　…　１０
　４　その他の留意事項　…　１１
　（１）いじめ対策年間指導計画等　…　１１
　（２）組織的な指導体制　…　１１
　（３）校内研修の充実　…　１２
　（４）校務の効率化　…　１２
　（５）学校評価　…　１２
　（６）家庭との連携について　…　１２
　（７）地域との連携について　…　１２
Ⅴ　いじめの防止等の対策のための組織　…　１３
　１「生徒指導委員会」の設置　…　１３
　２「生徒指導委員会」の役割　…　１３
　３「生徒指導委員会」の構成　…　１３
　４「生徒指導委員会」の構成員の役割　…　１４・１５
　【生徒指導委員会組織図】　…　１６
Ⅵ　重大事態発生に係る調査を行うための組織　…　１７
　１　「拡大生徒指導委員会」の設置　（学校の下に設置する場合）　…　１７
　（１）いじめを受けた児童に，生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき　…　１７
　（２）いじめを受けた児童が一定の期間，または連続して欠席や別室登校，早退することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき　…　１７
　（３）その他　…　１７
　２　「拡大生徒指導委員会」の役割　…　１７
　３　「拡大生徒指導委員会」の構成　…　１７
　（１）学校が「拡大生徒指導委員会」を設置する場合　…　１７
Ⅶ　重大事態発生に係る調査　…　１８
　１　事実関係を明確にするための調査の実施　…　１８
　２　調査の方法　…　１８
　（１）いじめを受けた児童からの聞き取りが可能な場合　…　１８
　（２）いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合　…　１９
　（３）調査を行う際のその他の留意事項　…　１９
　３　調査結果の提供及び報告　…　１９
　（１）いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任　…　１９
　（２）調査結果の市町村長への報告　…　１９
　（３）いじめた児童及び保護者への説明　…　１９
　（４）他の保護者への対応　…　２０
　４　その他の留意事項　…　２０
　（１）地域住民等への対応　…　２０
　（２）マスコミへの対応　…　２０
　（３）その他　…　２０
　＜事実関係を明確にするための調査フロー＞　…　２１
　＜参考＞児童の自殺という事態が起こった場合　…　２２
　＜自殺の背景調査のフロー＞　…　２３
　＜資料１＞　いじめ発見のためのアンケート　…　２４
　＜資料２＞　教育相談体制（例）　…　２５
　＜資料３＞　いじめ発見のためのチェックシート例（保護者用）　…　２７
　＜資料４＞　教師用・学校用チェックシート（例）　…　２８
　＜資料５①＞聞き取りシート【いじめを受けた児童用】　…　３１
　＜資料５②＞聞き取りシート【いじめた児童・傍観していた児童用】　…　３２
　＜資料６＞　いじめ対策年間計画　…　３３
　＜資料７＞　学校評価の進め方　…　３４

はじめに

いじめは，いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず，その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校は，本校の児童の尊厳を保持するため，南三陸町・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下，いじめの問題の克服に向けて取り組むよう,いじめの防止等（いじめの防止，いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために，学校いじめ防止基本方針を策定するものである。

Ⅰ　いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは，全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は，一人一人の児童が安心して学校生活を送り，様々な活動に取り組むことができるよう，学校の内外を問わず，いじめが行われなくなることを目指して行われなければならない。

また，全ての児童がいじめを行わず，いじめを認識しながら放置することがないよう，いじめの防止等の対策はいじめが，いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて，児童が十分に理解できるようにしなければならない。

加えて，いじめの防止等の対策は，いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ，町，町教育委員会，学校，地域住民，家庭その他の関係者の連携の下，いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

Ⅱ　いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）において，「いじめ」とは，「児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

この定義を踏まえた上で，個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は，表面的・形式的に行うのではなく，いじめを受けた児童の立場に立って行う。

この際，いじめには，多様な態様があることに鑑み，法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり，「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。例えば，いじめを受けていても，本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ，行為が行われたときのいじめを受

けた児童や周辺の状況等表面のみにとらわれることなく，いじめを受けた児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。また，いじめを受けた児童の主観を確認する際に，行為の起こったときのいじめを受けた児童や周辺の状況等を客観的に確認することにも配慮する。

いじめの認知は，特定の教職員のみによることなく，法第２２条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは，学校の内外を問わず，同じ学校・学級や部活動の児童や，塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など，当該児童と何らかの人的関係を指している。また，「物理的な影響」とは，身体的な影響のほか，金品をたかられたり，隠されたり，嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても，見えない所で被害が発生している場合もあるため，背景にある事情の調査を行い，児童の感じる被害生に着目し，いじめに該当するか否かを判断するものである。

なお，例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが，当該児童がそのことを知らずにいるような場合など，行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても，加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

加えて，いじめられた児童の立場に立って，いじめに当たると判断した場合にもその全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。

例えば，好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合，軽い言葉で相手を傷つけたが，すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては，「いじめ」という言葉を使わず指導するなど，柔軟な対応による対処も可能である。ただし，これらの場合であっても，法が定義するいじめに該当するため，事案を法第２２条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

具体的ないじめの態様は，以下のようなものがある。

○　冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
○　仲間はずれ，集団による無視をされる
○　軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
○　ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
○　金品をたかられる
○　金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
○　嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
○　パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる　等

これらのいじめの中には，犯罪行為として取り扱われるべきと認められ，早期に

警察に相談することが必要なものや，児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるような，直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては，教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで，早期に警察に相談・通報の上，警察と連携した対応を取る。

Ⅲ　いじめの理解

いじめは，どの子供にも，どの学校でも，起こりうるものである。とりわけ，嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は，多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また，「暴力を伴わないいじめ」であっても，何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで，「暴力を伴ういじめ」とともに，生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて，いじめの加害・被害という二者関係だけでなく，学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性），「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や，周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い，集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるよう努める。

Ⅳ　いじめの防止等に関する基本的考え方

１　いじめの防止

（１）基本的考え方

未然防止の基本は，児童一人一人が安心して学校生活を送ることができる学校の環境をつくることにある。本校は，その環境をつくるために，全教職員で生徒指導の三機能（自己存在感・共感的な人間関係・自己決定）を生かした授業づくり，集団づくり，学校づくりを推進していく。

また，未然防止の取組が着実に成果を上げられるように，学校の取組を定期的なアンケートを実施したり日常的な児童の行動の様子を把握したりして適宜評価し，それを基に改善を検討していくＰＤＣＡサイクルに基づく取組を継続していく。

（２）いじめの防止のための措置

①　いじめについての共通理解

学校全体においていじめについての共通理解を図るため，以下のことを行う。

- 職員会議や校内研修において，本校児童のいじめの実態，具体的な指導上の留意点，取組の計画や改善点等について確認する。
- 全校集会や学級活動などで，校長や教職員が，日常的にいじめの問題について触れ，「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を醸

成していく。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実，読書活動・体験活動などの推進により，児童の社会性を育むとともに，地域の方々の協力を得ての職場体験学習や宿泊体験学習などの社会体験・生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解しようとする態度や自他の存在を等しく認め互いの人格を尊重しようとする態度を養う。

また，授業や係活動，清掃当番活動など日常の学校生活全般をとおして，自他の意見の相違があっても，互いを認め合いながら建設的に調整し解決していく力や，自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など，児童が他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。

③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には，勉強や人間関係等のストレスがかかわっている。このことを踏まえ，授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう，児童一人一人の理解の状況だけでなく心情にも配慮しながら，どの児童も分かる喜びが味わえる授業づくりを進める。

さらに，児童が学校生活の中でストレスを感じた場合でも，それを他人に直接ぶつけるのではなく，運動・スポーツや読書などで発散したり，誰かに相談したりするなど，ストレスに適切に対処できる力を育む。

なお，教職員の不適切な認識や言動が，児童を傷つけたり，他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう，指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は，いじめている児童や，周りで見ていたり，はやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず，いじめを受けている児童を孤立させ，いじめを深刻化させる。また，障害（発達障害を含む）について，適切に理解した上で，児童に対する指導に当たる。さらに，東日本大震災で被災した児童については，心のケアを適切に行い，最新の注意を払いながらいじめの未然防止や早期発見に取り組む。

④ 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために，全ての児童が，「認められている，満たされている」という思いを抱くことができるよう，学校の教育活動全体を通じ，児童が活躍でき，他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し，児童の自己有用感を高められるよう努める。その際，教職員はもとより，家庭や地域の人々な

どにも協力を求めていくことで，幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。また，自己肯定感を高められるよう，教科指導，特別活動，部活動などにおいて，達成感や成就感を味わえるような体験の機会を積極的に設ける。

なお，社会性や自己有用感・自己肯定感などは，発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ，異校種間等で連携して取り組む。

⑤　児童自らがいじめについて学び，取り組む

「いじめ問題を考える全校集会」など，児童自らがいじめの問題について学び，主体的に考え，いじめの防止を訴えるような，児童会の取組を推進する。この際，教職員は，全ての児童がその意義を理解し，主体的に参加できる活動になるよう適切な支援や助言を行い，児童の取組を陰で支える役割に徹する。

２　早期発見

（１）基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけあいを装って行われたりするなど，大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ，ささいな兆候であっても，いじめではないかとの疑いを持って，学校の内外にかかわらす地域や保護者と連携を取りながら早い段階から複数の教職員で的確に関わり，いじめを隠したり軽視したりすることなく，いじめを積極的に認知する。

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め，児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに，教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い，情報を共有する。

なお，指導に困難を抱える学級では，暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。例えば，暴力をふるう児童のグループ内で行われるいじめ等，特定の児童のグループ内で行われるいじめについては，被害者からの訴えがなかったり，周りの児童も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する必要がある。

（２）いじめの早期発見のための措置

①　実態把握，情報共有

いじめに関する情報を得るために，以下のことに取り組む。

- 授業，休み時間，給食時間，放課後の時間等の児童の様子に目を配る。
- 学校生活アンケート調査〈資料１参照〉を行う。（４～６年生は月１回，全校児童対象のものは６・１０月に実施する。）
- 放課後などに教育相談〈資料２参照〉の機会を活用して，交友関係や悩みを把握する。
- ＰＴＡ総会，学年・学級懇談会，家庭訪問などの機会を利用し，必要に応じて保護者用のいじめチェックシート〈資料３参照〉を活用して保護

者から情報を得る。

- 集まったいじめに関する情報は，適切に記録・保管するとともに，学年や必要に応じて教職員全体で共有する。
- 年１回「いじめ防止対策委員会」を開催し，地域や保護者の代表と児童の地域の様子や学校での様子について情報交換する場を設定する。なお，アンケート調査や個人面談において，児童が自らＳＯＳを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは，当該児童にとっては多大な勇気を要するものであることを職員は理解する必要がある。児童からの相談に対しては，職員が迅速に対応する。

②　体制整備とその点検

児童や保護者が，いじめに関して教職員に相談しやすいよう，日頃から教職員と児童や保護者との信頼関係を築くようにする。

また，教職員が児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか，学校のいじめ早期発見の体制が適切に機能しているかなどを教師用・学校用のいじめチェックシート〈資料４参照〉を活用し，定期的に体制を点検する。

３　いじめに対する措置

（１）基本的考え方

法第２３条第１項は，「学校の教職員，地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は，児童等からいじめに係る相談を受けた場合において，いじめの事実があると思われるときは，いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており，学校の教職員がいじめを発見し，又は相談を受けた場合には，速やかに，学校いじめ対策組織（本校においては生徒指導委員会）に対し当該いじめに係る情報を報告し，学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち，学校の特定の教職員が，いじめに係る情報を抱え込み，学校いじめ対策組織に報告を行わないことは，同項の規定に違反し得る。

また，各教職員は，学校の定めた方針等に沿って，いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

生徒指導委員会において情報共有を行った後は，事実関係の確認の上，組織的に対応方針を決定し，被害児童を徹底して守り通す。

加害児童に対しては，当該児童の人格の成長に主眼を置き，いじめに至った背景等も踏まえ，自らの生活や行動などを反省させ，将来に希望や目標をもち，より充実した学校生活を送ることができるよう教育的配慮の下，毅然とした態度で指導する。これらの対応について，教職員全員の共通理解，保護者の協力，関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめは，単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは，少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし，これらの要件が満たされている場合であっても，必要に応じ，他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは，少なくとも３か月を目安とする。ただし，いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は，この目安にかかわらず，学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により，より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は，相当の期間が経過するまでは，被害・加害児童の様子を含め状況を注視し，期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は，改めて，相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において，被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し，心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では，被害児童を徹底的に守り通し，その安全・安心を確保する責任を有する。生徒指導委員会においては，いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため，支援内容，情報共有，教職員の役割分担を含む対処プランを策定し，確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは，あくまで，一つの段階に過ぎず，「解消している」状態に至った場合でも，いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ，職員は，当該いじめの被害児童及び加害児童については，保護者との連携を図り，日常的に注意深く観察する必要がある。

なお，法第２３条のいじめの通報を受けた場合，事実の有無の確認を行うとともに，事実がなかった場合でも，その事実確認の結果を町教育委員会に報告することが必要である。

（２）いじめの発見・通報を受けたときの対応

① 児童の安全確保

遊びや悪ふざけなど，いじめと疑われる行為を発見した場合，その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には，真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても，いじめの疑いがある行為には，早い段階から的確に関わりを持つ。その際，いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

② 組織での対応

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず，生徒指導委員会で直ちに共有する。その後は，生徒指導委員会が中心となり，速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして，いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は，校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに，被害・加害児童の保護者に連絡する。

③　警察との連携

いじめた児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず，その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において，いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは，いじめを受けている児童を徹底して守り通すという観点から，所轄警察署と連携して対処する。なお，児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには，直ちに所轄警察署に通報し，適切に援助を求める。

（３）いじめを受けた児童又はその保護者への支援

①　いじめを受けた児童への対応

いじめを受けた児童には，担任が中心となって本人の訴えを傾聴し，親身な対応をする。その際，つらさや悔しさを十分に受け止め，「あなたが悪いわけではない」ことをはっきり伝えるなど，自尊感情を高めるように留意する。担任等は，教師は絶対的な味方であることと，具体的支援策を示す。また，児童の個人情報の取扱い等，プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。なお，対応の際は「聞き取りシート」〈資料５①参照〉を活用し，事実関係についても正確に把握するよう努めるものとする。

②　保護者に事実関係を伝える

家庭訪問等により，その日のうちに迅速・正確に保護者に事実関係を伝える。いじめを受けた児童や保護者に対し，徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え，できる限り不安を除去する。また，いじめを受けた児童が不安を感じるときなどは，複数の教職員の協力の下，当該児童の見守りを行うなど，安全の確保やその他具体的な取組方策を正確に伝えて理解を得るように努める。保護者の心情に配慮した発言を心掛け，保護者との信頼関係を構築するように努める。

③　教育環境の確保

いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員，家族，地域の人等）と連携し，いじめを受けた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう，いじめが継続している場合にいじめた児童を別室において指導することとしたり，出席停止制度[1]を活用したりするなど，

---

[1]　児童の出席停止（学校教育法第３５条）

市町村の教育委員会は，次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認められる児童があるときは，その保護者に対して，児童の出席停止を命ずることができる。

一　他の児童に障害，心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為

二　職員に障害又は心身の苦痛を与える行為

三　施設又は設備を損壊する行為

四　授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

２　市町村の教育委員会は，前項の規定により出席停止を命ずる場合には，あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに，理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

３　前項に規定するもののほか，出席停止の命令の手続に関し必要な事項は，教育委員会規則で定めるものと

いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。また，いじめを受けた児童の心理的ケアがさらに必要な場合は，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家，教員経験者・警察官経験者などの外部専門家の協力を得る。

④　支援等の継続

いじめが解消したと思われる場合でも，継続して十分な注意を払い，折に触れて必要な支援を行う。また，事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

（４）いじめた児童への指導又はその保護者への助言

①　再発防止

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い，いじめがあったことが確認された場合，複数の教職員が連携し，必要に応じて心理や福祉等の専門家，教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て，組織的に，いじめをやめさせ，その再発を防止する措置をとる。

②　保護者への助言

事実関係を聴取したら，迅速・正確に保護者に連絡し，事実に対する理解と納得を得る。情けなさや自責の念，今後への不安等の保護者の心情を理解した上で，学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに，保護者に対する継続的な助言を行う。

③　いじめた児童への指導等

担任等は，「聞き取りシート」〈資料５②〉等を活用し，いじめたとされる児童に対して事実関係が明確になるよう聴取を行い，いじめがあったことを確認する。

いじめがあったことが確認されたら，不満等の訴えを聴き，受容的な態度を取りつつも，いじめは人格を傷つけ，生命，身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ，自らの行為の責任を自覚させるように促すとともに，いじめられている児童のつらさに気付かせる。なお，いじめた児童が抱える問題など，いじめの背景や理由にも目を向け，当該児童の安心・安全・健全な人格の発達に配慮して指導を行う。

また，当該児童の個人情報の取扱い等，プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。指導後もいじめを繰り返すなどのいじめの状況に応じて，心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下，別室等で特別の指導計画による指導を行うほか，教育上必要と認めるときは，

する。

4　市町村の教育委員会は，出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

学校教育法第１１条の規定に基づき，児童に対して懲戒[2]を加える。

心身への苦痛や財産上の損害を与える行為を繰り返すなど，犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には，警察と連携して対処するとともに，南三陸町教育委員会と連携し出席停止制度を活用するなど，毅然とした対応をする。

重大な事案に発展するおそれがあるときは，直ちに警察に通報する。

ただし，いじめには様々な要因があることに鑑み，懲戒等を加える際には，主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく，教育的配慮に十分留意し，いじめた児童が自らの行為の悪質性を理解し，健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

（５）いじめが起きた集団への働き掛け

①　「観衆」「傍観者」を作らない指導

いじめを見ていた児童に対しても，自分の問題として捉えさせる。たとえ，いじめをやめさせることはできなくても，誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また，はやしたてるなど同調していた児童に対しては，それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

さらに，学級活動等で，ＭＡＰや構成的グループ・エンカウンターの手法を取り入れた仲間づくり活動により仲間との絆の大切さを実感させたり，無視されるなどいじめの疑似体験（ロールプレイング）などによりいじめを受けることは苦痛であることについて実感を伴って理解させたりするなど，五感に訴える指導を積極的に取り入れる。

②　望ましい集団づくり

いじめの解消とは，加害児童による被害児童に対する謝罪を指すものではなく，被害児童と加害児童との関係修復，そして，いじめにはかかわっていない児童を含めて，学級や学年の児童との関係が良好になり，望ましい集団活動を取り戻し，新たな活動に踏み出すことをもって判断する。全ての児童が，集団の一員として，互いを尊重し，認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

（６）インターネット上のいじめへの対応

①　不適切な書き込みへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については，被害の拡大を避けるため，直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合，プ

---

[2]　懲戒とは，学校教育法施行規則第２６条に定める退学（公立義務諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。），停学（義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。），訓告のほか，児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り，通常，懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として，注意，叱責，居残り，別室指導，起立，宿題，清掃，学校当番の割当て，文書指導などがある。

ロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置を取るに当たり，必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお，児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは，直ちに所轄警察署に通報し，適切に援助を求める。

② ネットパトロール[3]と情報モラル教育[4]

早期発見の観点から，宮城県教育委員会や市町村教育委員会と連携するとともに，自校職員によるネットパトロール等を実施することにより，ネット上のトラブルの早期発見に努める。また，児童が悩みを抱え込まないよう，仙台法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付や「宮城県２４時間いじめ相談ダイヤル」，教育事務所（地域事務所）の相談窓口等，関係機関の取組についても周知する。パスワード付きサイトやＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス），無料通話アプリ，携帯電話のメールを利用したいじめなどについては，より大人の目に触れにくく，発見されにくいため，予防として，学校における情報モラル教育を進めるとともに，通信企業の携帯電話等の使用に係る「安全教室」や宮城県警の協力による「ネット被害未然防止」の講話を行い，児童のみならず保護者に対してもネット利用に係る危険性について啓発していく。

４　その他の留意事項

（１）いじめ対策年間指導計画等

学校基本方針に基づく取組の実施や具体的ないじめ対策年間計画〈資料６参照〉を作成する。作成や実施に当たっては，保護者や児童の代表，地域住民などの参加を図る。

（２）組織的な指導体制

いじめの問題に適切に対応するため，校長を中心とした全教職員が一致協力できる体制を確立する。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく，学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し，組織的に対応する。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう，平素からこれらの対応の在り方について，全ての教職員で共通理解を図る。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し，児童の進学・進級や転学に当たって，適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

また，必要に応じて，心理や福祉の専門家，弁護士，医師，教員・警察官経

---

[3] ネットパトロール（H21,5,1 高校教育課事業）　ネット被害未然防止対策事業の一環として，仙台市を除く全ての小・中・高等学校，特別支援学校を対象として，いじめや不登校などのトラブルを活発にするとされるネット上の学校裏サイトを業者委託により監視し，問題のある書き込み等に対する対応を実施。

[4] 情報モラル教育　県教育総合センターでは，「みやぎの情報モラル総合サイト」を開設（H21～）し，校内研修や各教科等の授業で活用できる資料等を公開。

験者などの外部専門家を加える。

（３）校内研修の充実

すべての教職員の共通理解を図るため，いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を年間指導計画に位置づけて実施する。

（４）校務の効率化

教職員が児童と向き合い，いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるように，一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し，組織体制を整え，校務の効率化を図る。

（５）学校評価

いじめへの対応に係る学校評価においては，ＰＤＣＡサイクルに基づいて評価する〈資料７参照〉。この際，いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく，問題を隠さず，いじめの実態把握や対応が促されるよう，児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や，目標に対する具体的な取組の状況を評価し，その評価結果を踏まえて取組の改善を行う。

（６）家庭との連携について

家庭においては，保護者は，その保護する児童の生活の様子に変化や不安を具体的に理解することが期待される。また，学校では，家庭との緊密な連携の下に，必要な関係機関等にも相談しながら，一体となって問題の解消に努めることが必要である。併せて，普段から保護者会等において，学校におけるいじめの実態や学校いじめ基本方針について，情報交換や協議することや，いじめに対する家庭の気づきと教職員の気づきを互いに共有できるよう，連絡を密にしていく。

（７）地域との連携について

社会全体で児童を見守り，健やかな成長を促すため，学校関係者と地域との連携が必要であることから，ＰＴＡ総会や学年・学級懇談会などにおける学校基本方針の説明により，地域に対して，いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに，学校通信の地域への回覧等を通じて地域との緊密な連携体制を維持する。また，年１回「いじめ防止対策委員会」を開催し，地区民生児童委員や駐在所長，各地区班長と学校生活の様子や休日や長期休業日の児童の過ごし方について，情報交換を行っていくことで，学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

Ⅴ　いじめの防止等の対策のための組織

１　「生徒指導委員会」の設置

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため，「生徒指導委員会」を設置する。

２　「生徒指導委員会」の役割

○　学校基本方針に基づいて，取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

○　いじめの相談・通報の窓口となる。

○　いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録，共有を行う。

○　いじめの疑いに係る情報があった時には，臨時の生徒指導委員会を開催し，いじめの情報の迅速な共有，関係のある児童等への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

３　「生徒指導委員会」の構成

構成員は以下のとおりとする。

＜学校の教職員＞ ・校長，教頭，主幹教諭，教務主任，生徒指導主任，学級担任，養護教諭，その他の関係職員（技師等）
※必要に応じて ＜保護者や地域住民等＞ ・民生児童委員，学年委員長，駐在所長，父母教師会役員 ＜心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者＞ ・スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー ・弁護士，学校医，警察官経験者，学校評議員等

４　「生徒指導委員会」の構成員の役割

１　いじめの未然防止のための措置

〈学級担任〉
・日常的に「いじめは人間として絶対に許されない」雰囲気を学級全体に醸成する。
・はやしたてる，見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定することになることを理解させる。
・一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。
・教職員の不適切な認識や言動がいじめにつながらないよう，指導の在り方に注意を払う。

〈養護教諭〉
・学校教育の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

〈生徒指導主任〉
・いじめ問題について校内研修や会議で取り上げ，教職員間の共通理解を図る。

〈管理職〉
・全校集会などで，校長がいじめは絶対に許されないという雰囲気を学校全体に醸成する。
・道徳教育や人権教育の充実，読書活動・体験活動の推進等に計画的に取り組む。
・児童が自己有用感を高められる場面を積極的に設けるよう教職員に働き掛ける。
・児童会によるいじめ根絶集会など，児童が主体的に参加する取組を必要に応じて推進する。

２　早期発見のための措置

〈学級担任〉
・児童の見守りや信頼関係の構築に努め，児童の変化や危険信号を見逃さない。
・休み時間や放課後の児童との交流や日記等を通じ，交友関係や悩みを把握する。
・個人面談や家庭訪問の機会を活用し，教育相談を行う。

〈養護教諭〉
・保健室利用の児童の会話等で，いつもと何か違うと感じたときは，その機会を捉え，悩みを聞く。

〈生徒指導主任〉
・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
・保健室や相談室の利用，電話相談窓口についての周知を図る。
・休み時間や昼休みの校内巡視や，放課後の巡回等において，異常の有無を確認する。

〈管理職〉
・児童及び保護者，教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
・校内の教育相談体制が機能しているか定期的に点検する。

３　学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

〈生徒指導主任〉
・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき，いじめの防止等にかかる校内研修の企画と実施をする。

〈管理職〉
・いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
・学校いじめ防止基本方針が実情に即して適切に機能しているかについての点検・見直しを行う。

４　いじめに対する措置

いじめ情報

①情報を集める

教職員，児童，保護者，地域住民等から**生徒指導委員会**に情報を集める。

〈学級担任・養護教諭等〉

・いじめを発見したら，その場で行為を止める。
・相談や訴えに傾聴する。
・正確な実態把握をする。
・聞き取りは，他の児童の目に触れないよう，時間・場所等に配慮する。

②指導・支援体制を組む

生徒指導委員会で指導・支援体制を組む。

（学級担任等，養護教諭，生徒指導主任，管理職などで役割を分担）

③児童への指導・支援を行う

●いじめを受けた児童にとって信頼できる人（友人や教員，家族，地域の人等）と連携し，寄り添い支える体制をつくる。
●いじめた児童には，いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ，自らの行為の責任を自覚させるとともに，不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
●いじめを見ていた児童に対しても，自分の問題として捉えさせるとともに，いじめを止めることはできなくても，誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

③保護者と連携する

●つながりのある教職員を中心に，即日，関係児童（加害，被害とも）の家庭訪問等を行い，事実関係を伝えるとともに，今後の学校との連携方法について話し合う。

【生徒指導委員会】

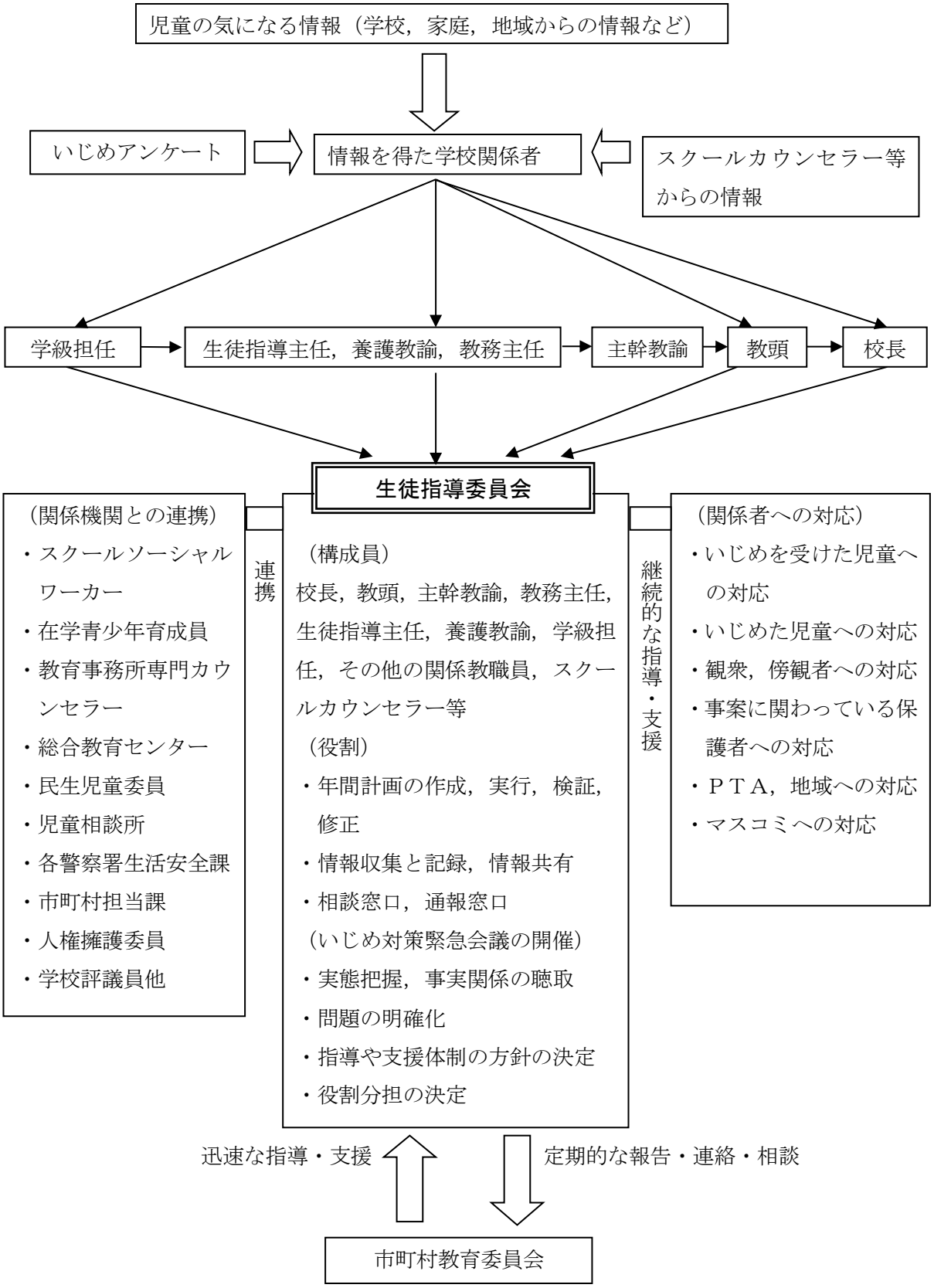
児童の気になる情報（学校，家庭，地域からの情報など）
いじめアンケート
情報を得た学校関係者
スクールカウンセラー等からの情報
学級担任
生徒指導主任，養護教諭，教務主任
主幹教諭
教頭
校長
生徒指導委員会
（関係機関との連携）
・スクールソーシャルワーカー
・在学青少年育成員
・教育事務所専門カウンセラー
・総合教育センター
・民生児童委員
・児童相談所
・各警察署生活安全課
・市町村担当課
・人権擁護委員
・学校評議員他
連携
（構成員）
校長，教頭，主幹教諭，教務主任，生徒指導主任，養護教諭，学級担任，その他の関係教職員，スクールカウンセラー等
（役割）
・年間計画の作成，実行，検証，修正
・情報収集と記録，情報共有
・相談窓口，通報窓口
（いじめ対策緊急会議の開催）
・実態把握，事実関係の聴取
・問題の明確化
・指導や支援体制の方針の決定
・役割分担の決定
継続的な指導・支援
（関係者への対応）
・いじめを受けた児童への対応
・いじめた児童への対応
・観衆，傍観者への対応
・事案に関わっている保護者への対応
・ＰＴＡ，地域への対応
・マスコミへの対応
迅速な指導・支援
定期的な報告・連絡・相談
市町村教育委員会

Ⅵ　重大事態発生に係る調査を行うための組織

１　「拡大生徒指導委員会」の設置（学校の下に設置する場合）

次に掲げる場合には，その事態（以下「重大事態」という。）に対処し，及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため，「拡大生徒指導委員会」を設置する。

（１）いじめを受けた児童に，生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

① 児童が自殺を企図した場合
② 身体に重大な傷害を負った場合
③ 金品等の重大な被害を被った場合
④ 精神性の疾患を発症した場合など

（２）いじめを受けた児童が一定の期間，または連続して欠席や別室登校，早退することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

（３）その他

児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあったときは，その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても，重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童又は保護者からの申立ては，学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから，調査をしないまま，いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

２　「拡大生徒指導委員会」の役割

○ 発生した事案が重大事態であると判断したとき，当該重大事態に係る調査を行う。
○ 調査を行った時は，当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し，当該調査に係る重大事態等その他の必要な情報を適切に提供する。

３　「拡大生徒指導委員会」の構成

（１）学校が「拡大生徒指導委員会」を設置する場合

① 構成員

市町村教育委員会の指導の下に，以下の「生徒指導委員会」を母体として，当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて，「拡大生徒指導委員会」の構成員を決定する。

＜生徒指導委員会＞・・・母体として 校長，教頭，主幹教諭，教務主任，生徒指導主任，養護教諭，学年主任，教育相談担当教員，その他の関係職員（学級担任等）
＜適切な専門家＞・・・市町村教育委員会の指導を受けて 弁護士，精神科医，学識経験者，心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等）

【拡大生徒指導委員会】（生徒指導委員会を母体とした場合）

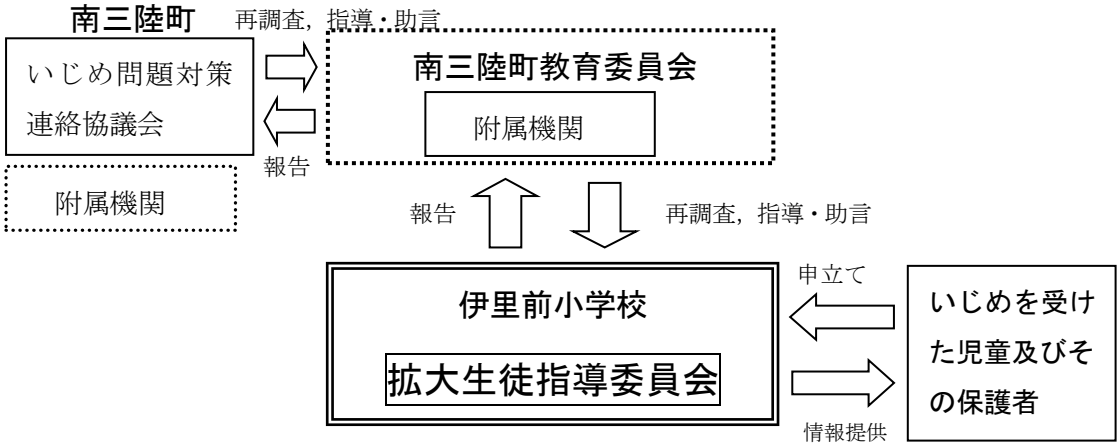

Ⅶ　重大事態発生に係る調査

１　事実関係を明確にするための調査の実施

○　「拡大生徒指導委員会」は，重大事態に至る要因となったいじめ行為が，いつ（いつ頃から），誰から行われ，どのような態様であったか，いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか，学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を，可能な限り網羅的に明確にする。

　また，当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

○　学校は，教育委員会に設置される附属機関に対して積極的に資料を提供するとともに，調査結果を重んじ，主体的に再発防止に取り組む。

※　学校主体の調査では，重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと設置者が判断する場合，又は，学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合は教育委員会において調査を実施する。

２　調査の方法

（１）いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合

①　いじめを受けた児童から十分に聴き取るとともに，在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う〈資料５①参照〉。この際，いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する。

②　調査による事実関係の確認とともに，いじめた児童への指導を行い，いじめ行為を止める。

③　いじめを受けた児童に対しては，事情や心情を聴取し，いじめを受けた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い，落ち着いた学校生活復帰の支援や学

習支援等を行う。

④　調査を行うに当たっては，教育委員会の指導・支援の下，対応に当たる。

（２）いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は，当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し，迅速に当該保護者に今後の調査について協議し，調査に着手する。調査方法としては，在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

（３）調査を行う際のその他の留意事項

学校において，いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果，重大事態であると判断した場合も想定されるが，それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず，未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから，「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として，調査資料の再分析や，必要に応じて新たな調査を行う。ただし，事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は，この限りではない。

３　調査結果の提供及び報告

（１）いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

○　いじめを受けた児童やその保護者に対して，調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ，誰から行われ，どのような態様であったか，学校がどのように対応したか）について説明する。

○　これらの情報の提供に当たっては，他の児童のプライバシー保護に配慮するなど，関係者の個人情報に十分配慮し，適切に提供する。

○　質問紙調査の実施により得られたアンケートについては，いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることを念頭におき，調査に先立ち，その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

（２）調査結果の市町村長への報告

調査結果については，教育委員会を通じて市町村長へ報告する。

上記（１）の説明の結果を踏まえて，いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には，いじめを受けた児童又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け，調査結果の報告に添えて教育委員会を通じて市町村長へ送付する。

（３）いじめた児童及び保護者への説明

随時，学校への呼び出しを行うとともに，必要に応じて，家庭訪問を行う。

（４）他の保護者への対応

ＰＴＡ役員等との相談の上，事実関係や指導の方向性がまとまってから行う。重大事案であることが明らかな場合は，緊急の説明会を開催し，状況説明を行う。

４　その他の留意事項

（１）地域住民等への対応

・　地域住民からの苦情や情報提供などには，誠意をもって対応する。必要に応じて，電話対応者と電話対応内容のメモをとる職員を決めておく。

（例）電話対応者を教頭とし，電話の内容を教務主任がメモをとる。

（２）マスコミへの対応

・　マスコミや報道機関へ電話対応は，原則，教頭が対応する。特に即答を避け，「取材時間，取材場所等」を決めて，教育委員会の指導を受けた上で，マスコミの取材に応じる。

（３）その他

・　児童の心のケアに配慮するために，必要に応じて，カウンセラーやスクールソーシャルワーカーの緊急派遣を，教育委員会をとおして要請する。

・　調査結果記録のほか，電話対応やマスコミ対応の記録も保管する。

＜事実関係を明確にするための調査のフロー＞※取組の流れを図式化したもの

重大事態と判断されるいじめの発見

↓

重大事態にかかわる調査を行う組織の設置

↓

【事実関係を明確にするための調査の実施】

「いつ（いつ頃から）」「誰から行われ」「どのような態様であったか」「いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか」「学校・教職員がどのように対応したか」

＜いじめを受けた児童からの聞き取りが可能な場合＞

○　いじめを受けた児童からの聞き取り

○　在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査の実施

※いじめを受けた児童，情報提供してくれた児童を守ることが最優先。

＜いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合＞

○　在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査

※当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し，迅速に当該保護者と今後の調査について協議し，調査に着手する。

※児童の自殺が起こった場合はＰ21, 22 参照

↓

事実関係の確認

↓

【いじめた児童に対して】

○　指導を行い，いじめ行為を止める。※状況に応じて出席停止措置や警察との連携による措置も含め，毅然とした対応をする。教育上必要と認められるときには，学校教育法第 11 条の規定に基づき，適切に児童に対して懲戒を加える。

【いじめを受けた児童に対して】

○　事情や心情を聴取する。

○　状況に応じた継続的なケアを行う。

○　落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

↓

【調査結果の提供及び報告】

○　市町村教育委員会への報告（電話・文書：随時）

○　いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の適切な提供（家庭訪問・電話：随時）

○　いじめた児童の保護者への説明（学校への呼び出し，家庭訪問）

○　必要に応じて，他の保護者への報告（説明：事実関係や指導の方向性がまとまってから行う。重大な事案の場合は，発見後に状況説明を行うことも考えられる）

↓

調査結果を踏まえた必要な措置

＜参考＞　児童の自殺という事態が起こった場合（いじめがその要因として疑われる場合）の「自殺の背景調査」における留意事項

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については，その後の自殺防止に資する観点から，自殺の背景調査を実施する。この調査においては，亡くなった児童の尊厳を保持しつつ，その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し，遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については，以下の事項に留意のうえ，「児童生徒の自殺が起きたときの調査指針」（平成２３年３月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にするものとする。

①　遺族に対して

- 詳しい調査を行うに当たり，遺族に対して，調査の目的・目標，調査を行う組織の構成等，調査の概ねの期間や方法，入手した資料の取り扱い，遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて，できる限り，遺族と合意しておく。
- 死亡した児童が置かれていた状況として，いじめの疑いがあることを踏まえ，遺族に対して主体的に，在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

②　調査内容・方法について

- 背景調査に当たり，遺族が，当該児童を最も身近に知り，また，背景調査について切実な心情を持つことを認識し，その要望・意見を十分に聴取するとともに，できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても，できる限りの配慮と説明を行う。
- 背景調査においては，自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で，できる限り，偏りのない資料や情報を多く収集し，それらの信頼性の吟味を含めて，客観的に，特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価する。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり，それらの事実の影響についての分析評価については，専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

③　調査組織について

- 調査を行う組織については，弁護士や精神科医，学識経験者，心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって，当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない者（第三者）について，職能団体や大学，学会からの推薦等により参加を図ることにより，当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

④　情報発信・報道対応について

- 情報発信・報道対応については，プライバシーへの配慮のうえ，正確で一貫した情報提供が必要であり，初期の段階で情報がないからといって，トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり，断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお，亡くなった児童の尊厳の保持や，児童の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ，報道の在り方に特別の注意が必要であり，ＷＨＯ（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

＜自殺の背景調査のフロー＞※P21 の留意事項を図式化したもの

児童の自殺という事態（いじめがその要因として疑われる場合）

↓

背景調査を行う組織の設置

↓

【背景調査の準備】

○　背景調査に当たり，遺族が，当該児童を最も身近に知り，また，背景調査について切実な心情を持つことを認識し，その要望・意見を十分に聴取するとともに，できる限りの配慮と説明を行う。

○　在校生及びその保護者に対しても，できる限りの配慮と説明を行う。

○　死亡した児童が置かれていた状況として，いじめの疑いがあることを踏まえ，遺族に対して主体的に，在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

○　詳しい調査を行うに当たり，遺族に対して，調査の目的・目標，調査を行う組織の構成等，調査の概ねの期間や方法，入手した資料の取り扱い，遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて，できる限り，遺族と合意しておく。

↓

【背景調査の実施】

○　背景調査においては，自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で，できる限り，偏りのない資料や情報を多く収集し，それらの信頼性の吟味を含めて，客観的に，特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価する。

○　客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり，それらの事実の影響についての分析評価については，専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

○　情報発信・報道対応については，プライバシーへの配慮のうえ，正確で一貫した情報提供が必要であり，初期の段階で情報がないからといって，トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり，断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお，亡くなった児童の尊厳の保持や，児童の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ，報道の在り方に特別の注意が必要であり，ＷＨＯ（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

↓

調査結果を踏まえた必要な措置

〈資料１〉いじめ発見のためのアンケート

児童の抱える問題を早期に把握し，早期に対応できるよう，アンケートを実施する。

１　実施について

４～６学年は月１回，全校児童を対象のものは６月と１０月に行う。

２　アンケートの様式例

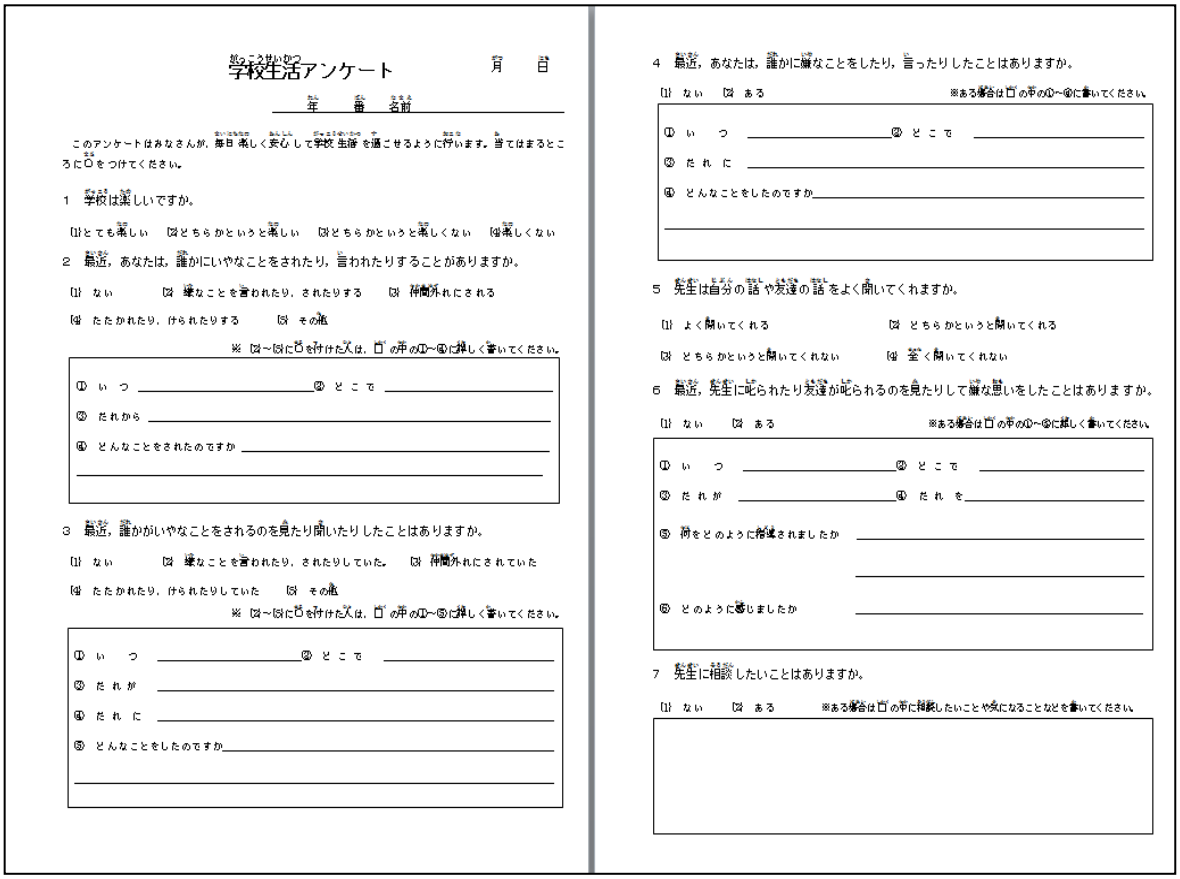

学校生活アンケート　　月　日

年　番　名前

このアンケートはみなさんが，毎日楽しく安心して学校生活を過ごせるように行います。当てはまるところに□をつけてください。

1　学校は楽しいですか。

(1)とても楽しい　(2)どちらかというと楽しい　(3)どちらかというと楽しくない　(4)楽しくない

2　最近，あなたは，誰かにいやなことをされたり，言われたりすることがありますか。

(1)ない　(2)嫌なことを言われたり，されたりする　(3)仲間外れにされる

(4)たたかれたり，けられたりする　(5)その他

※ (2)～(5)に□を付けた人は，□の中の①～④に詳しく書いてください。

① いつ ＿＿＿＿＿＿　② どこで ＿＿＿＿＿＿

③ だれから ＿＿＿＿＿＿

④ どんなことをされたのですか ＿＿＿＿＿＿

3　最近，誰かがいやなことをされるのを見たり聞いたりしたことはありますか。

(1)ない　(2)嫌なことを言われたり，されたりしていた。　(3)仲間外れにされていた

(4)たたかれたり，けられたりしていた　(5)その他

※ (2)～(5)に□を付けた人は，□の中の①～⑤に詳しく書いてください。

① いつ ＿＿＿＿＿＿　② どこで ＿＿＿＿＿＿

③ だれが ＿＿＿＿＿＿

④ だれに ＿＿＿＿＿＿

⑤ どんなことをしたのですか ＿＿＿＿＿＿

4　最近，あなたは，誰かに嫌なことをしたり，言ったりしたことはありますか。

(1)ない　(2)ある　※ある場合は□の中の①～④に書いてください。

① いつ ＿＿＿＿＿＿　② どこで ＿＿＿＿＿＿

③ だれに ＿＿＿＿＿＿

④ どんなことをしたのですか ＿＿＿＿＿＿

5　先生は自分の話や友達の話をよく聞いてくれますか。

(1)よく聞いてくれる　(2)どちらかというと聞いてくれる

(3)どちらかというと聞いてくれない　(4)全く聞いてくれない

6　最近，先生に叱られたり友達が叱られるのを見たりして嫌な思いをしたことはありますか。

(1)ない　(2)ある　※ある場合は□の中の①～⑥に詳しく書いてください。

① いつ ＿＿＿＿＿＿　② どこで ＿＿＿＿＿＿

③ だれが ＿＿＿＿＿＿　④ だれを ＿＿＿＿＿＿

⑤ 何をどのように指導されましたか ＿＿＿＿＿＿

⑥ どのように感じましたか ＿＿＿＿＿＿

7　先生に相談したいことはありますか。

(1)ない　(2)ある　※ある場合は□の中に相談したいことや気になることなどを書いてください。

３　活用について

学校が「どちらかというと楽しくない」「楽しくない」など，気になる項目にチェックしている場合や，記述事項があれば，面談を実施し，児童から話を聞く。

〈資料２〉教育相談体制

１　校内における教育相談体制

（１）教育相談に当たって

①　一人一人の児童の自己実現を目指し，本人又はその保護者などに，その望ましい在り方を助言する。

②　教育相談に当たっては，１対１の相談活動に限定することなく，すべての教師が児童に接するあらゆる機会をとらえ，教育活動の実践の中に生かしていく。

（２）教育相談担当教員の配置

①　校内体制の連絡・調整に当たるコーディネーター役として，教育相談担当教員を置く。

②　担当

生徒指導主任が担当する。

※　担当は，生徒指導主任の他にも，養護教諭やスクールカウンセラー担当教員等，校内の体制や事情により，様々に考えられる。

③　主な役割

・　児童や保護者に対する教育相談
・　児童理解に関する情報収集
・　事例研究会や情報連絡会の開催
・　校内研修の計画と実施
・　市町村教育委員会や学校外関係機関との連携のための調整及び連絡

（３）スクールカウンセラーとの連携

以下の場面や機会でスクールカウンセラーを積極的に活用することで，児童及び保護者の理解を図り，適切な対応につなげられるよう努める。

・　児童の不安や悩みについて，専門的・多角的に理解する。
・　児童のコミュニケーションスキルを高めるかかわりを図る。
・　保護者との面談を通して，より一層の児童理解を図る。
・　関係機関との橋渡しをする。
・　小中連携における情報共有の補助を行う。
・　教員の研修やスキルアップを図る。
・　児童・保護者への心理教育をする。

（４）教育相談に係る校内組織

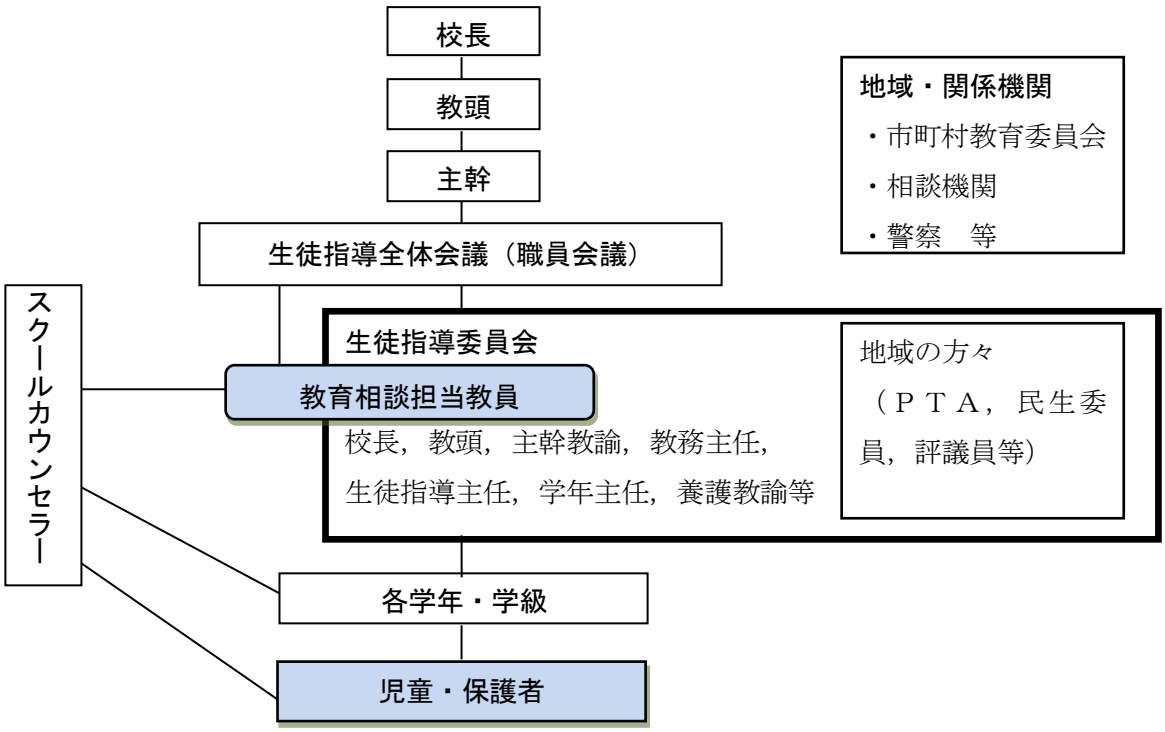

２　各相談関係機関との連携

各相談関係機関との連携を図り，相談者（児童，保護者等）の相談窓口を広く確保する。

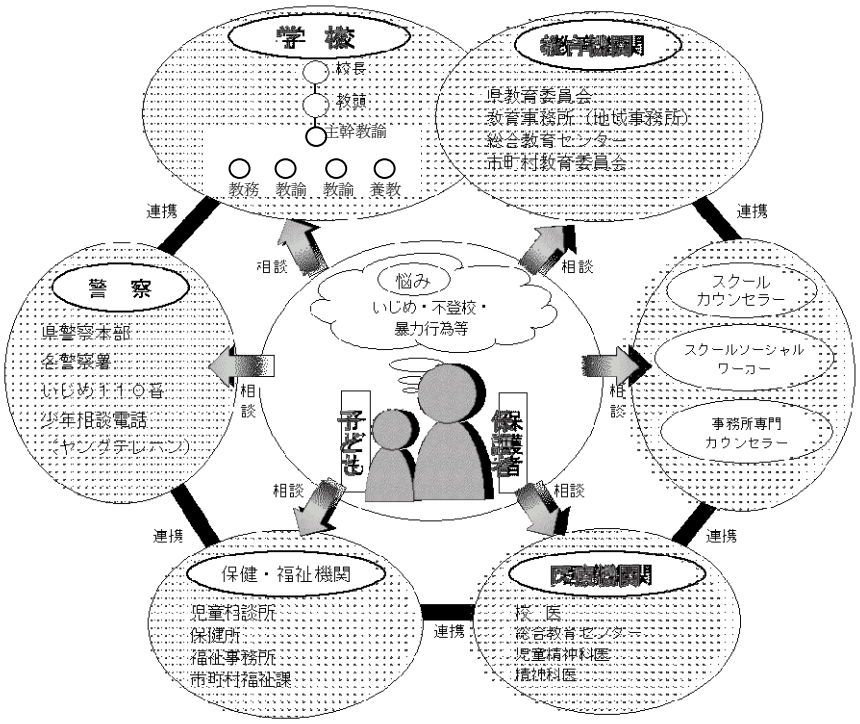

〈資料３〉いじめ発見のためのチェックシート例（保護者用）

	チェック項目	大丈夫	心配
朝の様子	朝，なかなか起きてこない。		
	疲れた表情である。またはぼんやりとしていたりふさぎこんでいたりする。		
	いつもと違って，朝食を食べようとしない。		
	登校時間が近づくと，体調不良を訴える。		
	いつも特定の友達が迎えに来る。		
登下校	友達の荷物を持たされている。		
	一人で登校（下校）するようになる。		
	遠回りして登校（下校）するようになる。		
	途中で家に戻ってくる。		
帰宅時	理由のはっきりしない衣服の汚れや破れがある。		
	理由のはっきりしないすり傷やあざがある。		
	すぐに自分の部屋に駆け込み，なかなか出てこない。		
	帰宅時刻が遅くなる。		
	学校の話をしなくなる。		
	外出したがらない。		
	学用品や自転車，持ち物が壊れていたり，落書きがあったりする。		
友人関係	特定の友達に対する言葉遣いが不自然でていねいである。		
	友達の話をしなくなったり，いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。		
	友達から頻繁に電話やメールがあり，それを気にする。		
	遊んでいるとき，友達から横柄な態度をとられている。またはとっている。		
	いじめの話をすると強く否定する。		
家庭での様子	親と視線を合わせない。		
	家族と話をしなくなる。		
	親に反抗したり，兄弟姉妹やペットに八つ当たりしたりする。		
	お金の使い方が荒くなったり，無断で持ち出したりするようになる。		
	部屋に閉じこもりがちになる。		
	部屋にある持ち物がなくなっていく。		
	学習への意欲とともに成績が下がってきた。		
	食欲がなくなってきた。		
	ため息をつくことが多い。		
	なかなか寝付けない。		

〈資料４〉教師用・学校用チェックシート

1　いじめ発見チェックシート例（教師用）

	チェック項目	確認
朝の会	遅刻，欠席が増えたり，時刻ぎりぎりの登校が目立ったりする。	
	表情がさえず，うつむき加減でいることが多い。挨拶をしなくなる。	
	出席確認の際，声が小さかったり，頭痛や腹痛を頻繁に訴えたりする。	
授業中	授業の始めに，用具や机・椅子などが乱れている。周囲の児童が机や椅子を離そうとする。	
	所持品や机に落書きされたりする。	
	正しい答えを冷やかされたり，正しい意見なのに支持されなかったりする。	
	保健室やトイレに行きたがる。	
	テストの成績が急に下がり始める。	
	グループ活動で孤立しがちである。	
休み時間	教室や廊下で，一人でいることが多い。あるいは，自分の机から離れない。	
	休み時間は，トイレや相談室に閉じこもることが多い。	
	用事もないのに職員室や保健室に来たり，部屋の周りをうろうろしたりする。	
	そばを通る児童が大げさに避けて通る。ちょっかいをかける。	
	物が壊れたり，事件が起きたりすると，その子のせいにされる。	
	遊びと称して友達と一緒にいるが，表情がさえない。	
	グループから外れて一人ぽつんとしており，沈みがちになっている。	
給食時間	机を寄せてグループを作ろうとしない。寄せても隙間がある。	
	特定の児童が配膳すると嫌がられる。	
	腹痛や体調不良を訴え，給食を残したり，食欲がなくなったりする。	
	特定の児童だけが片付けをさせられている。	
清掃時間	人が嫌がる仕事ばかりしている。一人で離れて掃除をしている。	
	特定の児童の椅子や机だけが運ばれず，放置されている。	
	衣服が濡れたり汚れたりしている。	
	清掃後の授業に遅れてくることが多い。	
帰りの会	特定の児童の運動着が破られたり，靴が隠されたりする。	
	他の児童の持ち物をよく持たされる。	
	班ノートや学級日誌などに気に掛かる表現や描写が表れる。または何も書かなくなる。	
	急いで一人で帰宅したり，用もないのに学校に残っていたりする。	
部活動等	一人で準備や片付けをさせられる。または，休憩中一人でいる。	
	部活動に遅れてくることが多くなる。あるいは頭痛，腹痛，体調不良をよく訴える。	
	特定の児童にボールを打つ。あるいはほとんどボールを回さない。ペア練習で取り残される。	
	理由がはっきりしない，けがや汚れがある。	

２　いじめ問題に対する日常の取組チェックシート例（学校用）

	チェック項目	確認
未然防止	全員の児童に声をかけ，児童のよいところを積極的にほめている。	
	一人一人の児童に活躍の場を設定している。	
	自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れている。	
	児童同士で良いところを認め合う機会を設定している。	
	仲間意識を育てる活動を積極的に取り入れている。	
	分かる授業づくりに努めている。	
	小学校と中学校が十分な情報交換を行っている。	
	体験入学等，小・中学校間の子供たちの交流が図られている。	
	教職員による小・中学校の交流や連携が図られている。	
	児童の小さな頑張りを家庭に伝えるなど，保護者とコミュニケーションをとっている。	
	家庭と連携しながら，児童の基本的生活習慣の定着を図っている。	
	道徳や学級活動の時間等にいじめに関わる問題を取り上げ，指導している。	
	児童会活動等で，いじめ問題との関わりで適切な指導や支援を行っている。	
	児童に幅広い生活体験を積ませ，社会性の涵養や豊かな情操を培っている。	
早期発見・早期対応	児童と触れ合いながら，児童の変化をつかんでいる。	
	児童たちを複数の目で見るなど，教室以外での児童の様子について情報を集めている。	
	定期的にアンケート等を実施し，情報収集を図っている。	
	児童と信頼関係ができており，児童が悩みを相談している。	
	児童が養護教諭やスクールカウンセラーにすぐ相談できる体制になっている。	
	児童や保護者に相談電話の窓口や電話番号を知らせている。	
	養護教諭やスクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーと積極的に連携している。	
	気になることが，すぐに管理職や学年主任，教育相談担当等に報告されている。	
	日常生活の変化等，気になることをすぐ保護者と話し合っている。	
指導体制	いじめ問題の解決に向け，全職員が一致協力することの認識が徹底されている。	
	いじめについての研修会を開き，職員間の共通理解を図っている。	
	児童が出すサインを見逃さず，その一つ一つに的確に対応する。	
	いじめについての訴えに対し，問題を軽視することなく適切に対応している。	
学校外連携	ＰＴＡや地域の関係団体とともに，いじめ問題について協議する機会を設けるなど，いじめ根絶に向けたネットワークづくりを図っている。	
	家庭に対して，いじめ問題についての啓発を行うとともに，家庭訪問や学校だより等を通じ，家庭との連携を図っている。	
	家庭に対して，生徒指導の基本方針や問題行動への対処，関係機関との連携等について伝えている。	
	必要に応じて，児童相談所，警察等の地域関係機関との連携協力を行っている。	

３　いじめを認知したときの対応チェックシート例（学校用）

チェック項目	確認
いじめの相談や訴えに対して，親身になって受け止め，対応している。	
管理職への報告が迅速かつ確実に行われている。	
いじめを受けた児童の安全確保がなされている。	
いじめを受けた児童から，いじめの内容について十分に話を聞くことができている。	
市町村教育委員会へ，いじめの事実と対応の第一報を行っている。	
いじめた児童からいじめを受けた児童と同じ内容の話を聞くことができている。	
当該児童の保護者への第一報を行っている。	
いじめ緊急対策会議を開催し，指導・支援体制の方針を迅速に決定して措置に当たっている。	
職員会議を開催し，全教職員でいじめの状況と対応を確認して意思統一を行っている。	
校長を中心とした体制のもと，チームを組織して対応している。	
いじめを受けた児童の保護者の気持ちや思いを十分に受け止めている。	
必要に応じて，警察等の関係機関に連絡している。	
いじめた児童や学級等へ「いじめは絶対に許されない行為である」と厳しく指導している。	
当該児童の保護者に十分説明を行い，理解を得てから，謝罪を行っている。	
市町村教育委員会へ，いじめの事故報告を提出している。	
ＰＴＡと連携して，事後の対応やいじめの防止に取り組めている。	
地域関係者と連携して，事案の対応やいじめ防止に取り組めている。	
市町村教育委員会への月例報告に「いじめに関する実態調査」を提出している。	
「いじめが再発していないか」,「いじめを受けた児童がいやな思いをしていないか」など，見守っている。	
いじめを受けた児童の不安がなくなり，安心して学校生活が送れるようになっている。	

〈資料５①〉聞き取りシート【いじめを受けた児童用】

令和　　年　　月　　日実施

聞き取りシート

対応者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記入者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

聞き取り時間＿＿＿＿＿＿＿～＿＿＿＿＿＿

聞き取り場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

対象児童＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

日時 （いつ頃から）	月　　日　　時
場所	
誰にどんなことをされたり，言われたりしたか（具体的な行為や発言など）	
近くにいた人	
※その時の気持ちはどうだったか	
説明図（誰にどの位置でどんなことをされたかなど）	

〈資料５②〉聞き取りシート【いじめた児童・傍観していた児童用】

令和　　年　　月　　日実施

聞き取りシート

対応者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記入者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

聞き取り時間＿＿＿＿＿＿～＿＿＿＿＿＿

聞き取り場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

対象児童＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

日時 （いつ頃から）	月　　日　　時
場所	
どんなことをしたり，言ったりしたか。（誰が誰にどんなことをしたのを見たり，聞いたりしたのか）	
近くにいた人	
その他（いじめた理由等）	
説明図（誰にどの位置でどんなことをされたかなど）	

〈資料６〉いじめ対策年間計画　■：教職員間の活動　○：児童，教師，保護者の活動

	実施計画		留意点等
４月	■学校間，学年間の情報交換　指導記録の引継 ■いじめ対策に係る共通理解・拡大生徒指導委員会 いじめの未然防止に向けた取組の確認 ○いじめ根絶宣言（校長の決意を表明） ○学級開き，人間関係づくり，学級のルールづくり ○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 ○家庭訪問・教育相談の実施	職員会議等 始業式等 学級活動 保護者会等	・いじめの被害者，加害者の関係を確実に引き出す。 ・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。
５月	○行事等を通した人間関係づくり ■校内研修「いじめの未然防止」	職員会議等	
６月	○「学校生活アンケート」の実施と対応 ○話合い活動「学級の諸問題」	学級活動	・６月は人間関係に変化が表れやすい時期であることに留意する。
７月	○学校評価の実施 ○第１回いじめ防止対策委員会の開催		・いじめ対策を点検する。
８月	■学校保健委員会による情報交換会の開催 ■教育相談に係る研修会への参加 ○夏休み明けの児童の変化の把握		・相談技術を高めるために校内研修会を開催する。外部研修会も活用する。
９月	○夏休み明けの教育相談の実施 ○行事等を通した人間関係づくり		・必要に応じて教育相談を実施する。
10 月	○行事等（学習発表会等）を通した人間関係づくり ■校内研修「いじめの早期発見・早期対応」 ○「学校生活アンケート」の実施と対応	職員会議等	・自己有用感を育む活動を取り入れる。
11 月	○話合い活動「学級の諸問題」 ○全児童及び全保護者の教育相談の実施	学級活動	・児童の人間関係の変化に留意する。
12 月	○人権週間（人権意識啓発活動） ○学校評価の実施（児童・保護者アンケート）		・人権感覚を高める。 ・いじめ対策を点検する。
１月	○冬休み明けの児童の変化の把握		・児童の変化を確認する。
２月	○話合い活動「学級の諸問題」	学級活動	・人間関係の不安解消への対応を考える。
３月	■記録の整理，引継資料の作成 ■保小中連絡会の開催		・いじめや人間関係に関する情報を確実に引き継ぐための資料づくりを行う。

※　聞き取りやアンケートを実施し，教育委員会に報告，校内で情報交換する。
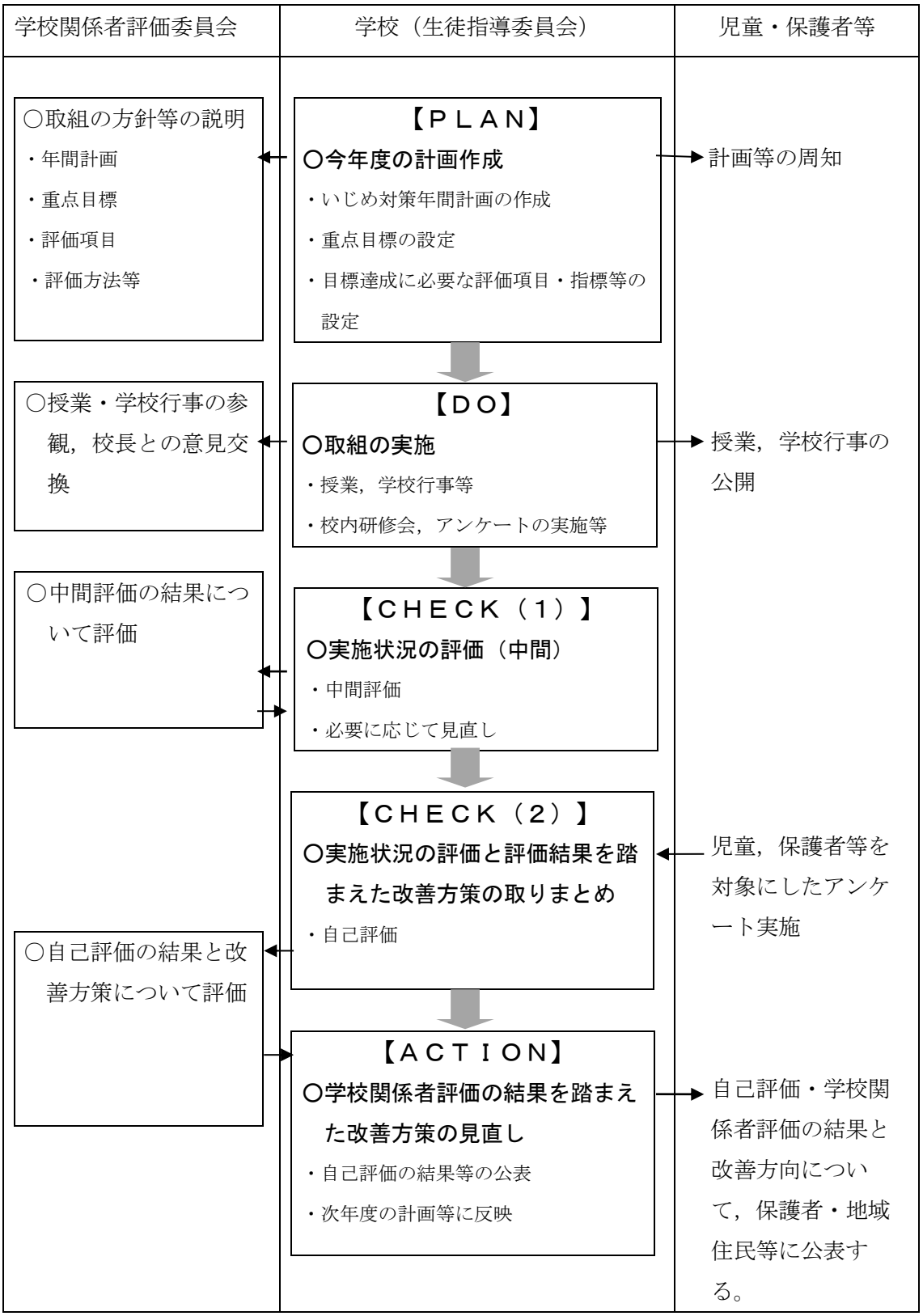
〈資料７〉学校評価の進め方